

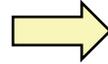
# 派遣事業等指導業務の改革案について

## 1. ヒト(組織のスリム化)

労働者派遣事業専門相談員を削減

<平成21年度>  
155人

<平成22年度>  
77人



<平成23年度~>  
労政審における議論を踏まえ、廃止。

## 改革効果

《削減数》

▲ 77 人

《今後の対応》

今後の国会の審議状況を見据えつつ、改正法に係る部分は別途検討。

## 2. モノ(余剰資産などの売却)

内訳等

《売却見込額》

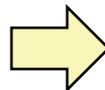
—

## 3. カネ(財政支出の削減)

・周知啓発業務事業費の縮減

<平成21年度>  
5.9億円

<平成22年度>  
2.6億円



<平成23年度~>  
0.2億円

《削減額》

▲ 2.4 億円

今後の国会の審議状況を見据えつつ、改正法に係る部分は別途検討。

〔内訳等 4つの委託事業の廃止、労働者派遣事業専門相談員を廃止。〕

## 4. 事務・事業の改革

### ○ 「労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業」の廃止に向けた見直し

※ 平成21年11月に開催された行政刷新会議の事業仕分けの対象となった事業である。

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業(21年度予算額5.7億円→22年度予算額2.4億円)については、「予算要求の縮減(半額)、期間を限定し22年度に廃止に向けて労使の意見を聞きながら改めて議論していくこと」との指摘を受けて、22年度においては、以下の見直しを行った。

・ 4つの委託事業を廃止。

①派遣元の雇用管理の状況把握・整理の推進、②派遣先における雇用管理の具体的応用事例集の作成、③優良人材ビジネスの評価基準の作成・普及、④派遣労働者等からの苦情相談、派遣元・派遣先の問い合わせ等の対応に係る民間団体への委託を廃止

・ 労働者派遣事業専門相談員を廃止

平成23年度に向けては、労働政策審議会における議論を踏まえ、労働者派遣事業専門相談員を廃止とし、無報酬である労働者派遣事業適正運営協力員のみを存置することとする。

### ○ 増加する違反事案に対する指導監督の強化を図るため、需給調整指導官(21年度404名→22年度431名(+27名))の増員を行った。

### ○ 法改正に伴う対応

現在、国会において審議中である労働者派遣法改正案について、成立した場合には、必要な周知啓発等を行う

・ 改正法の施行(3段階に分けて施行)に向けての周知啓発

・ 今後禁止される製造業務派遣や登録型派遣の原則禁止については、直接雇用への誘導策

・ 違法事案に対する指導監督の更なる強化

などが想定される。

### ○ 指導監督業務については、引き続き国の業務とすることとし、増加を続ける違反事案や改正法が成立した場合の施行にあたっての集中的な周知、指導監督に対応するため、当面の間は指導監督体制の強化を図るが、一方で、施行後の派遣事業所数や派遣労働者数、改正法の施行状況を勘案するとともに、毎年度その時々重点監督対象を絞り込むことにより、効率的な体制の運営を図るほか、需給調整指導官に対する研修の充実や、改正法の円滑な施行の確保のため、各労働局間の情報共有のための会議(平成23年度実施予定)の開催を通じて効率的な指導を実施するための資質の向上を図ることなどにより、適宜、体制の見直しを行う。

仕分け後

## 【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について（派遣事業等指導業務）

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・所管官庁が違法行為を摘発するのは当然の義務であり、引き続き国の責任をもってやるべき。</li><li>・より厳しい対応をとることにより、派遣事業者や派遣労働者の数が変動することから、業務量もそれにより減少するはずであり、中長期的な要員計画を立て、見直しを行うべき。</li><li>・国がやるべきなのか。地方へ移管できるのか再考すべき。</li><li>・需給調整指導官の資質を上げて、パフォーマンスを上げるべき。</li><li>・行政からの事業者への厳しい規制を望む。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導監督業務については、引き続き国の業務とすることとし、増加を続ける違反事案や改正法が成立した場合の施行にあたっての集中的な周知、指導監督に対応するため、当面の間は指導監督体制の強化を図るが、一方で、施行後の派遣事業所数や派遣労働者数、改正法の施行状況を勘案するとともに、毎年度その時々重点監督対象を絞り込むことにより、効率的な体制の運営を図るほか、需給調整指導官に対する研修の充実や、改正法の円滑な施行の確保のため、各労働局間の情報共有のための会議（平成23年度実施予定）の開催を通じて効率的な指導を実施するための資質の向上を図ることなどにより、適宜、体制の見直しを行う。</li></ul>

# 派遣事業等指導業務概要

## 《基礎データ》

	常勤職員(非常勤職員)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む。	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	16人	16人	2.6億円 (1.8億円)	4.1億円 (1.7億円)
労働局	446人 (77人)	419人 (155人)	41.6億円 (40.5億円)	40.5億円 (39.2億円)

## 《組織図》

本省  
16人

47局  
446人  
(77人)

※( )内は非常勤職員数

本省  
(需給調整  
事業課)

都道府県  
労働局

- ・大都市部の3局のみ「需給調整事業部」を設置。(東京、愛知、大阪)
  - ・その他の局は課室等。(44局)
- 職員446人のうち、431人が需給調整指導官(専門官)。

## 《主な事務・事業》

事務・事業	人員	予算(うち人件費)
指導監督業務事業費	462(注1)人	41.4億円 (40.6億円)
周知啓発業務事業費 (セミナー、説明会の開催)	(非常勤77人)	2.6億円 (1.7億円)
情報提供業務事業費	—	0.2億円

(注1) 職員は、指導監督・周知啓発業務の全てを担当している。

(注2) 上記予算額には、派遣事業等指導業務に係る常勤職員・非常勤職員の人件費及び事業費を計上しており、庁舎の借料や光熱水料等の経費は計上していない。

(注3) 上記予算額のほか、派遣先事業主に対する助成金に係る経費48億円がある。